

## 両立支援対策充実行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、出産予定者（配偶者を含む）の育児休業取得率を次の水準以上にする。  
男性職員・・・取得率を 80%以上にする  
女性職員・・・取得率を 100%以上にする

<対策>

- 平成 29 年 4 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知
- 平成 30 年 4 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標 2：小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成 29 年 3 月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 平成 29 年 4 月～ 制度導入
- 平成 29 年 4 月～ 院内掲示や説明会による職員への短時間勤務制度の周知

目標 3：平成 30 年 4 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成 29 年 3 月～ 社員へのアンケート調査
- 平成 29 年 4 月～ 各部署毎に問題点の検討
- 平成 30 年 4 月～ ノー残業デーの実施

管理職への研修（年 2 回）及び院内掲示板による職員への周知（毎月）